

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国では、高齢者、障害のある人、児童などの属性に応じた公的制度が発展し、専門的な支援が提供されてきました。

しかしながら、近年、少子高齢化や人口減少、地域・家庭・職場といった人々の生活領域における支え合いの基盤の脆弱化に伴い、複数分野の課題を抱え、包括的な支援を必要とする個人や世帯が浮き彫りとなってきました。属性ごとに整備された従来の『縦割り』制度では対応が難しくなっているのが現状です。

そこで、制度・分野ごとの『縦割り』や「支える側」「支えられる側」という関係を超えた「人と人とのつながり」を再構築することで、様々な困難に直面した場合でも、孤立せずにその人らしい生活を送ることができる「地域共生社会」の実現が求められ、社会福祉法の改正をはじめ、様々な施策が創設されています。

本会では、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」を基本理念として、計画的に地域福祉を推進するために、平成6年度から「地域福祉活動計画」を策定し、地域住民や社会福祉の関係者が互いに協力して、地域社会の福祉課題を解決する取り組みを進めてきました。

平成28年度からの第五次計画では、社会福祉法人の「地域における公益的な取組」や企業の社会貢献活動とも連携した「ふれあいネットワーク活動推進事業」の充実・強化、ボランティア・市民活動の振興、課題を抱えた人たちを支援する地域福祉人材の育成や福祉教育の推進、地域生活課題の解決に向けた相談体制の強化などに取り組みました。

第六次計画においては、行政と社会福祉協議会が一体となって本市の地域福祉を進めていくために、「北九州市の地域福祉2021～2025」（北九州市地域福祉計画）と整合性を図りながら、校(地)区社会福祉協議会や民生委員児童委員協議会、NPO・ボランティア団体のほか、社会福祉法人や企業、保健・医療・教育などの関係機関などが協働して、民間の立場から行政計画を推進するという地域福祉活動計画の責務と使命を果たし、「みんなが安心して暮らせる支え合いのまちづくり」の実現をめざします。

北九州市地域福祉活動計画の推移

期	計 画 名 称	計 画 期 間
第一次	北九州市地域福祉活動計画 ～ふれあいネットワークプラン21～	平成6～11年度
第二次	新・北九州市地域福祉活動計画 ～100万人のふれあいプラン!!～	平成12～17年度
第三次	北九州市地域福祉活動計画第三次計画 ～市民発!ふくしプラン～	平成18～22年度
第四次	北九州市地域福祉活動第四次計画 ～住民ふくしの元気プラン2011～2015～	平成23～27年度
第五次	北九州市地域福祉活動第五次計画 ～住民ふくしの元気プラン2016～2020～	平成28～令和2年度

2 国の動向

1 地域共生社会の実現

少子高齢化や人口減少、世帯の小規模化、住民同士のつながりの希薄化等、私たちを取り巻く社会の状況は大きく変化しています。同時に家族や地域社会との関係が希薄な「社会的孤立」や介護と育児の問題を同時に抱える等の「複合的な課題」など、既存の支援制度では対応が難しい「制度の狭間の問題」が増えています。

こうした中、平成28年6月2日に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」では、地域を基盤にした支え合いが注目され、「地域共生社会」の実現が盛り込まれました。

「地域共生社会」とは、制度・分野の枠、「支える側」「支えられる側」という従来の関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域とともに創っていく社会です。

2 SDGsの理念を踏まえた地域福祉の推進

SDGs（持続可能な開発目標）は、平成27年の国連サミットで採択された世界の開発目標です。「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包括性のある社会の実現のため、「貧困をなくそう」や「すべての人に健康と福祉を」、「住み続けられるまちづくりを」など17のゴール、169のターゲットから構成されています。

北九州市は、平成30年に国から「SDGs未来都市」に選定され、「北九州市SDGs未来都市計画」を策定しています。これまでのSDGsの取り組みとしては、地域（自治会等）やNPOなど多様な主体による課題解決を行うワークショップなどが実施されています。

【参考】持続可能な開発目標（SDGs）の概要

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



ロゴ：国連広報センター作成

3 「地域共生社会」の実現に向けた社会福祉法の改正

「地域共生社会」の実現に向けた地域づくり・包括的な支援体制の整備に向けた社会福祉法の改正が行われました。

(1) 地域福祉推進の理念を規定

地域福祉の推進の理念として、支援を必要とする住民（世帯）が抱える多様で複合的な地域生活課題について、住民や福祉関係者による①把握及び②関係機関との連携等による③解決が図られることを目指す旨が明記されています。

(2) この理念を実現するため、市町村が以下の包括的な支援体制づくりに努める旨を規定

- 地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- 住民が身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整を行う体制
- 主に市町村圏域において、生活困窮者自立相談支援機関等の関係機関が協働して、複合化した地域生活課題を解決するための体制

(3) 地域福祉計画の充実

市町村が地域福祉計画を策定するよう努めるとともに、福祉の各分野における共通事項を定め、上位計画として位置付けられました。

社会福祉法（抜粋）

（地域福祉の推進）

第4条 地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。

2 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者（以下「地域住民等」という。）は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

3 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上での各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

（令和3年4月施行）

4 障害者差別解消法の制定

平成28年4月に障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行され、障害のある人に対して、正当な理由なく、障害を理由として差別することを禁止し、「合理的配慮」の提供が求められています。

～合理的配慮とは？～

合理的配慮は、障害のある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められるものです。重すぎる負担があるときでも、障害のある人に、なぜ負担が重すぎるのか理由を説明し、別の方法を提案することも含め、話し合い、理解を得るよう努めることが大切です。

出典:内閣府「リーフレット『合理的配慮』を知っていますか？」

5 生活困窮者自立支援制度の創設

平成27年4月に生活困窮者自立支援法が施行され、生活保護に至っていない生活困窮者に対する「第2のセーフティネット」として包括的な支援を行うための制度が創設されました。

平成30年10月に法改正が行われ、①生活困窮者の尊厳の保持、②就労の状況、心身の状況、地域社会からの孤立といった生活困窮者の状況に応じた包括的・早期的な支援、③地域における関係機関、民間団体との緊密な連携等支援体制の整備を行うことが明確化されました。

6 成年後見制度の利用促進

平成28年5月に成年後見制度の利用の促進に関する法律が施行され、平成29年3月に国の成年後見制度利用促進基本計画が策定されました。計画の中では、「利用者がメリットを実感できる制度・運用の改善」、「権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり」、「不正防止の徹底と利用しやすさの調和」に取り組むこととされています。

7 社会福祉法人の地域貢献活動の促進

平成29年4月施行の改正社会福祉法により、全ての社会福祉法人に対して、「地域における公益的な取組」の実施が求められました。これにより、社会福祉法人の持つ専門性やノウハウ等を活かし、地域団体と連携した多様な取り組みが期待されています。

8 新型コロナウイルス感染拡大防止に配慮した持続可能な活動の推進

令和2年5月4日の新型コロナウイルス感染症専門家会議からの提言により、「新しい生活様式」の実践が示されました。「新しい生活様式」では身体的距離の確保、マスク着用・手洗いの徹底、「3つの密」（密閉、密集、密接）の回避が求められ、私たちの日常生活に身近な「地域福祉」においても、「新しい生活様式」に配慮した持続可能な活動を行う必要があります。

3 地域福祉とは

私たちが暮らす地域には、子どもから高齢者まで、また障害のある方や外国人の方など様々な人が暮らしています。地域との関わり方はそれぞれ異なりますが、誰もが地域を生活の拠点としています。一人ひとりが地域で様々な人々と共に暮らし、関わり合う中で、みんなが安心して自分らしく幸せに生活できる地域社会が求められています。

「地域福祉」とは、一人ひとりが地域において、安心して暮らすことが出来るよう、地域住民や公私の社会福祉関係者が互いに協力して地域の困りごと（地域生活課題）の解決に取り組む考え方です。

「社会福祉法」は、地域住民、社会福祉関係者等が相互に協力して地域福祉の推進に努めなければならないと定めています。支援を必要とする人たちが地域社会の一員として日常生活を営み、様々な活動に参加する機会を得ることが出来るよう、地域福祉を推進することの重要性が法に明記されたことは、これからの社会福祉の方向性を改めて示したものと言えます。

北九州市社会福祉協議会が地域のみなさんとともに推進してきた「地域福祉」の実践としては、地域の支援を必要とする人たちを見守り、支え合う「ふれあいネットワーク活動」（小地域福祉活動）や、高齢者の移動をボランティアが支援する「シルバーひまわりサービス」をはじめとするボランティア・市民活動などがあります。地域福祉の人材の育成や参加促進においては、社会福祉ボランティア大学校や年長者研修大学校の運営を担ってきたほか、地域福祉権利擁護事業（日常生活自立支援事業）や生活困窮者自立相談支援事業に取り組み、個々の福祉課題の解決を目指してきました。また、災害ボランティアセンター設置・運営訓練や災害ボランティア養成講座の開催など、震災や風水害といった近年多発している災害に備えるための福祉救援体制づくりも進めてきました。（第2章にて詳説）

「地域福祉」は社会福祉協議会だけで実践できるものではありません。包括的な支援体制の構築や社会福祉施設の「地域における公益的な取組」など、住民や民生委員・児童委員、社会福祉施設、行政などの関係機関・団体が協働し、連携していくことが必要です。

4 計画の位置付け

1 計画の性格

(1) 地域社会の福祉課題解決のための多様な主体による行動計画

この計画は、地域社会の様々な福祉課題を解決するために、住民や地域関係団体が将来の見通しを持って計画的に活動しようとするための行動計画です。

(2) 住民に身近な小地域を原点とする計画

この計画は、住民に最も身近な小地域と、そこに住む人たちの「生活」を支えることを活動の原点とする計画です。

※本計画では、小地域とは北九州市にある155の校(地)区社会福祉協議会の活動区域を指します。

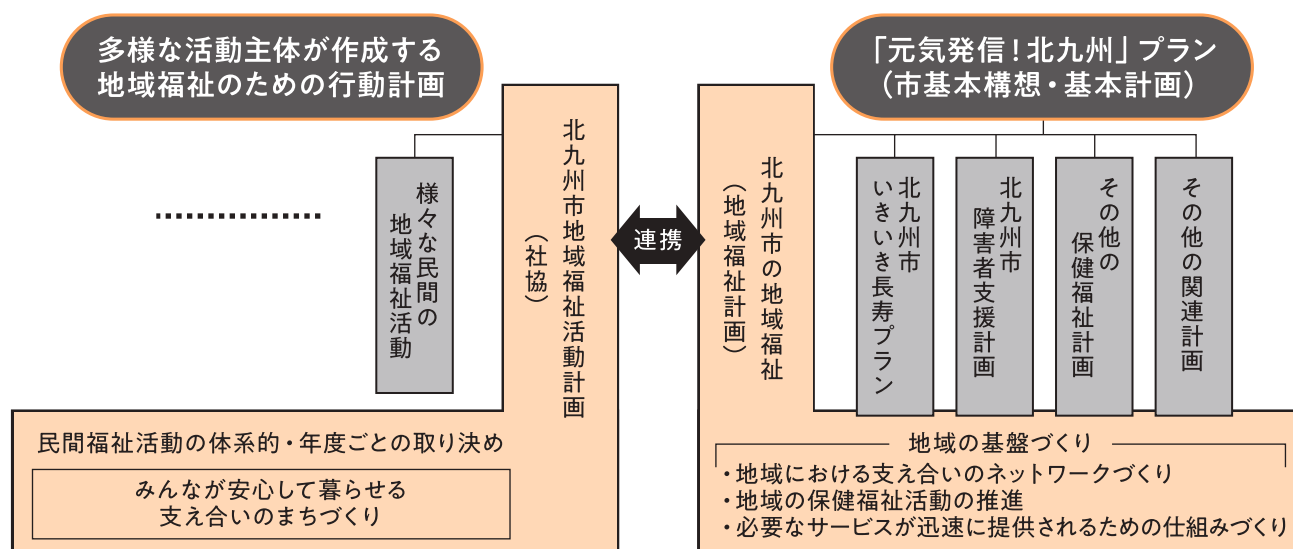
(3) 社会福祉協議会の活動指針となる計画

この計画は、社会福祉協議会が地域福祉推進の中核的な団体としての方針を長期的に明らかにする性格を有した計画です。

(4) 行政計画を行政と協働して促進する計画

この計画は、住民や関係団体の行動計画であると同時に、「北九州市の地域福祉2021～2025」(北九州市地域福祉計画)を民間の立場から協働して促進するための計画です。

【「北九州市地域福祉活動計画」と「北九州市地域福祉計画」との関係】



2 計画の期間

2021年度（令和3年度）から2025年度（令和7年度）までの5カ年間とします。

「北九州市の地域福祉2021～2025（北九州市地域福祉計画）」との整合性を図るため、地域福祉計画の5カ年と同期間とします。

また、計画の期間中に、地域を取り巻く状況などに大きな変化があれば見直しを行います。

3 計画の推進主体

この計画は、社会福祉協議会が中心となって、地域住民の主体的な参加のもと、構成団体をはじめ地域福祉に関係のある機関・団体と協働しながら計画的に進めるものです。